

## 平成 24 年度第 2 回 八戸市虐待等防止対策会議

日時：平成 24 年 5 月 31 日（水） 10：00

会場：市庁別館 2 階 会議室 B

### 次 第

1 開会

2 議題

案件 1：八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画について ... 資料 1

3 その他

4 閉会

## 八戸市配偶者からの暴力防止及び 被害者支援計画に対する意見について

内容	回答
<p>【DVセンター設置について】 設置及び維持に必要な人・物・費用、他の施策との優劣等も含め、可否を検討する必要がある。</p> <p>現在、八戸市はDVの相談業務などを実施済で、DVセンター設置の利点であるワンストップサービスは既に一定程度なされており、カウンセリングや保護命令などが必要な場合に県のDVセンターへつなげることもできるのではないかと。</p> <p>また、八戸市で新たに設置しても、県のDVセンターが撤退するわけではなく、県のDVセンターをより効果的に活用することも検討してよいと思われる。</p> <p>(総合相談窓口を設置後に検討してもよいのではないかと。)</p>	<p>設置について重点目標3に掲げ、25年度末までに検討し、その結果を26年度以降に反映させたい。</p> <p>(別紙変更点一覧表参照)</p>
<p>【総合相談窓口設置について】 会議でも取り上げられた総合相談窓口の設置は、早期に実施すべき施策と考える</p>	<p>設置について重点目標3に掲げ、25年度末までに検討し、その結果を26年度以降に反映させたい。</p> <p>(別紙変更点一覧表参照)</p>
<p>【全体について】 県の計画と重複するものはないか確認すべき 市の基本計画は、県の基本計画を勘案して定めるため、県の基本計画及びこれに基づく施策を前提として、上乘せ・横出し等を考えていけばよいのではないかと。</p>	<p>施策の中には市民への啓発など県、市双方で実施したほうが効果が高い施策もあるため、その点を考慮しつつ計画に反映させております。</p>
<p>【広報について】 広報の範囲、態様は県との協議が必要になると思われる。</p> <p>(県と市で広報する窓口や電話番号が区々であると、市民は混乱するのではないかと。)</p>	<p>市民に混乱が起こらないよう配慮したい。</p>
<p>【重点目標1について】 (基本計画と直接関係しないが)啓発にあたり、男性も被害者として保護され得ることも、触れておくべきである。</p>	<p>本計画には明記しないが、男性が被害者となりうることにしても配慮して啓発していきたい。</p>
<p>【重点目標2の施策 について】 誰に向けたマニュアルなのか。 医療機関、保育所等向けの通報等のマニュアルであれば、その旨を明記が必要。職員向けのマニュアルであれば、重点目標3の施策ではないかと。</p>	<p>職員向けマニュアルを想定していたため、重点目標3へ変更。</p> <p>(別紙変更点一覧表参照)</p>
<p>【重点目標4について】 「強化」は、それぞれ具体的に何を指すのか。 事後的に達成・不達成を判断できる内容に変更したほうがよい。</p>	<p>文言を「連携して支援する。」に変更。</p> <p>(別紙変更点一覧表参照)</p>

変更点一覧表

	変更後	変更前
重点目標2	<p>【施策の方向】</p> <p>医療関係者に対する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DVの通報努力義務について医療機関者への周知を図る。〔こども家庭課〕</li> </ul> <p>地域の支援者に対する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員等の福祉関係者と連携を図る。〔こども家庭課〕</li> </ul> <p>保育所、幼稚園、学校関係者に対する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者とこどもの安全に配慮した対応促進のために、関係機関・団体との連携を図る。〔こども家庭課〕</li> <li>・こどもの生活不安を早期に発見できるよう学校での体制の構築を図る。 〔教育指導課〕</li> </ul>	<p>【施策の方向】</p> <p><b>DV被害者対応にかかるマニュアルを作成・配布</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者が安心して情報提供と支援が受けられるようマニュアルを作成し、関係課との連携を図る。〔こども家庭課〕</li> </ul> <p>医療関係者に対する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DVの通報努力義務について医療機関者への周知を図る。〔こども家庭課〕</li> </ul> <p>地域の支援者に対する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員等の福祉関係者と連携を図る。〔こども家庭課〕</li> </ul> <p>保育所、幼稚園、学校関係者に対する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者とこどもの安全に配慮した対応促進のために、関係機関・団体との連携を図る。〔こども家庭課〕</li> <li>・こどもの生活不安を早期に発見できるよう学校での体制の構築を図る。 〔教育指導課〕</li> </ul>
重点目標3	<p>【施策の方向】</p> <p>相談者からの多様なニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者または外国人の相談、支援のため関係機関と連携を図り、支援体制を検討する。〔こども家庭課・高齢福祉課・障がい福祉課〕</li> <li>・被害者が速やかに安心して支援が受けられるよう、相談窓口は関係課との連携を図り、二次的被害を防ぐ。 〔こども家庭課・市民課・健康増進課・国保年金課・学校教育課〕</li> </ul> <p>相談員の各種研修への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者への正しい理解と、適切な助言を行うため、専門研修を受講し、相談員等の資質の向上を図る。〔こども家庭課〕</li> </ul> <p>相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン、携帯電話等からメールによる休日、夜間の相談に対応する。 〔こども家庭課〕</li> </ul> <p><b>被害者が安心して情報提供と支援が受けられるようマニュアルを作成し、関係課との連携を図る。〔こども家庭課〕</b></p> <p><b>DVセンター等の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DVセンターの設置について検討する。〔こども家庭課〕</li> <li>・各課窓口で行っている相談業務の集約化について検討する。 〔こども家庭課・高齢福祉課・障がい福祉課〕</li> </ul>	<p>【施策の方向】</p> <p>相談者からの多様なニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者または外国人の相談、支援のため関係機関と連携を図り、支援体制を検討する。〔こども家庭課・高齢福祉課・障がい福祉課〕</li> <li>・被害者が速やかに安心して支援が受けられるよう、相談窓口は関係課との連携を図り、二次的被害を防ぐ。 〔こども家庭課・市民課・健康増進課・国保年金課・学校教育課〕</li> </ul> <p>相談員の各種研修への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者への正しい理解と、適切な助言を行うため、専門研修を受講し、相談員等の資質の向上を図る。〔こども家庭課〕</li> </ul> <p>相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン、携帯電話等からメールによる休日、夜間の相談に対応する。 〔こども家庭課〕</li> </ul>

## 変 更 点 一 覧 表

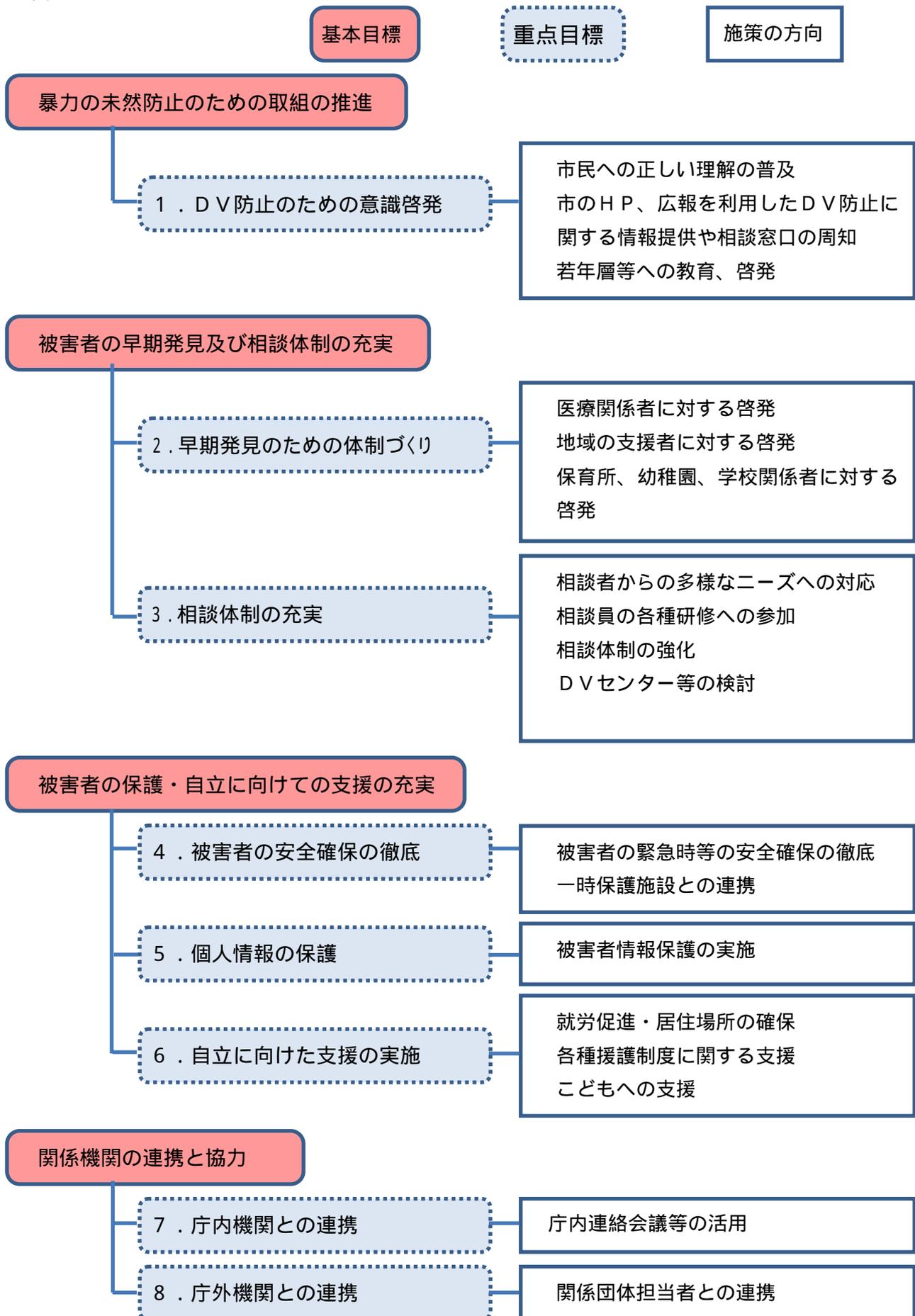
	変更後	変更前
重点目標4	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合もあり、着の身着のまま、家を飛び出し、助けを求めてくる場合があります。その際、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくありません。</li> <li>・このような場合、警察に保護してもらうことが最善の方法ですが、市の窓口相談があった場合、県による一時保護が行われるまでの間、警察と連携し、安全な避難場所を確保する保護体制が必要です。</li> <li>・DV被害者の安全確保を最優先とし、一時保護施設まで同行支援を行うなど、状況に応じた継続的な支援が必要です。</li> </ul> <p><b>【施策の方向】</b></p> <p style="padding-left: 20px;">被害者の緊急時等の安全確保の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者が保護を求めた時点から一時保護施設に入所するまでの安全を確保する。〔こども家庭課・高齢福祉課〕</li> <li>・警察等他機関と連携して支援する。〔こども家庭課〕 一時保護施設との連携</li> <li>・一時保護が安全かつ確実に行われるよう県と連携して支援する。〔こども家庭課〕</li> <li>・こどもへの暴力がある場合は、児童相談所と連携して支援する。〔こども家庭課〕</li> </ul>	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合もあり、着の身着のまま、家を飛び出し、助けを求めてくる場合があります。その際、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくありません。</li> <li>・このような場合、警察に保護してもらうことが最善の方法ですが、市の窓口相談があった場合、県による一時保護が行われるまでの間、警察と連携し、安全な避難場所を確保する保護体制の充実が必要です。</li> <li>・DV被害者の安全確保を最優先とし、一時保護施設まで同行支援を行うなど、状況に応じた継続的な支援が必要です。</li> </ul> <p><b>【施策の方向】</b></p> <p style="padding-left: 20px;">被害者の緊急時等の安全確保の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者が保護を求めた時点から一時保護施設に入所するまでの安全を確保する。〔こども家庭課・高齢福祉課〕</li> <li>・警察等他機関との支援体制を強化する。〔こども家庭課〕 一時保護施設との連携</li> <li>・一時保護が安全かつ確実に行われるよう県との連携を強化する。〔こども家庭課〕</li> <li>・こどもへの暴力がある場合は、児童相談所と連携して支援する。〔こども家庭課〕</li> </ul>

### 関連事務事業一覧

	基本目標	重点目標	施策の方向	担当	課題を解決するための具体的な事務事業	内 容	事業費	24	25	26	27	28	29
変更	被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	相談体制の強化	こども家庭課	マニュアル作成	DV 被害者対応マニュアルを作成する							
追加	被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	DV センター等の検討	こども家庭課	DV センター設置の検討	DV センターの設置について検討する							
追加	被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	DV センター等の検討	こども家庭課	相談業務の集約化	各課窓口で行っている虐待相談業務の集約化について検討する							

## 2 施策の体系

### (1) 施策の体系図



#### (4)関係課および関連事務事業一覧

##### 関係課

基本目標 暴力の未然防止のための取組の推進	
重点目標1 DV防止のための意識啓発	(関係課)
市民への正しい理解の普及	こども家庭課
市のHP、広報を利用したDV防止に関する情報提供や相談窓口の周知	こども家庭課
若年層等への教育、啓発	教育指導課

基本目標 被害者の早期発見及び相談体制の充実	
重点目標2 早期発見のための体制づくり	(関係課)
医療関係者に対する啓発	こども家庭課
地域の支援者に対する啓発	こども家庭課
保育所、幼稚園、学校関係者に対する啓発	こども家庭課 ・ 教育指導課
重点目標3 相談体制の充実	(関係課)
相談者からの多様なニーズへの対応	こども家庭課 ・ 高齢福祉課 ・ 障がい福祉課 市民課 ・ 健康増進課 ・ 国保年金課 学校教育課
相談員の各種研修への参加	こども家庭課
相談体制の強化	こども家庭課
DVセンター等の検討	こども家庭課 ・ 高齢福祉課 ・ 障がい福祉課

基本目標 被害者の保護・自立に向けての支援の充実	
重点目標4 被害者の安全確保の徹底	(関係課)
被害者の緊急時等の安全確保の徹底	こども家庭課 ・ 高齢福祉課
一時保護施設との連携	こども家庭課
重点目標5 個人情報保護	(関係課)
被害者情報保護の実施	こども家庭課 ・ 市民課 ・ 生活福祉課 国保年金課
重点目標6 自立に向けた支援の実施	(関係課)
就労促進・居住場所の確保	建築住宅課 ・ こども家庭課
各種援護制度に関する支援	生活福祉課 ・ こども家庭課 ・ 市民課
こどもへの支援	こども家庭課 ・ 学校教育課 ・ 教育指導課

基本目標 関係機関の連携と協力	
重点目標7 庁内機関との連携	(関係課)
庁内連絡会議等の活用	こども家庭課
重点目標8 庁外機関との連携	(関係課)
関係団体担当者との連携	こども家庭課